

令和 8 年 7 月 2 2 日

照会者名



出入国在留管理庁参事官（法規）

令和 8 年 6 月 3 0 日付けで別添により照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 照会対象法令（条項）の対象となるか否かについて

対象となる / 対象とならない

（※ 回答しない場合は、その旨を記載する。）

2 理由（見解及び根拠）

本照会は、照会対象の条項に出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第 19 条第 2 項を掲げているものの、本照会の実質は、入管法第 19 条第 1 項の「別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行ってはならない。」の解釈・適用を確認するものであって、法務省法令適用事前確認手続規則別表の「対象法令（条項）一覧」に記載されている条項（入管法第 9 条第 1 項、第 19 条第 2 項、第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項）のいずれにも該当しないため、照会の対象とならない。

なお、照会の対象となる外国人が入管法第 19 条第 2 項の許可を受けることができるかどうかという趣旨の照会であると捉えたとしても、「当該在留資格に応じ同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるとき」（入管法第 19 条第 2 項）に該当して当該許可を受けることができるかということについては、個別具体の事案に即して総合的に判断して決すべき事柄であって、一般的・抽象的に回答することは困難である。

本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束し得るものではありません。